

国営草地開発事業計画変更取扱要領



昭和 54 年 8 月 31 日付 54 畜 B 第 1763 号

各 地方農政局長
北海道開発局長 殿
沖縄総合事務局長

農林水産事務次官

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 の規定による国営草地開発事業（土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号。以下「施行令」という。）第 50 条の 2 の 2 に規定する国が行う主として家畜の放牧の目的又は養畜の業務のための採草の目的に供される農用地の造成を目的とする事業をいう。以下同じ。）に係る計画の変更は、土地改良法、施行令及び土地改良法施行規則（昭和 24 年農林省令第 75 号）に定めるもののほか、この要領により処理するものとする。

第 1 地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）は、次に掲げる内容の変更を行う必要が生じた場合には、あらかじめ変更計画書（案）を作成し、畜産局長に協議するものとする。

- (1) 受益面積（造成改良草地の面積に限る。）の増又は減が 5%以上となる場合
- (2) 造成改良草地の主たる利用目的の変更をしようとする場合
- (3) 主要工事計画の変更で次に掲げるもの

- ア 幹線道路延長の 20%以上に及ぶ増若しくは減又は幹線道路の配置の著しい変更
- イ 雑用水施設の追加又は廃止
- ウ 排水路延長の 20%以上に及ぶ増若しくは減又は排水路の配置の著しい変更
- エ その他上記に準ずる主要工事計画の変更

- (4) 労賃又は物価の変動によるものを除く事業費の変動が 10%以上に及ぶもの

第 2 国営草地開発事業の変更に係わる細部運用については、構造改善局長及び畜産局長が別に定めるところによるものとする。